

多摩市暴力団排除条例を公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

多摩市長

多摩市条例第 14 号

多摩市暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除活動に関する基本的な措置等を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことのできる生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、警察及び関係機関等（暴力団排除活動の推進を目的とする機関をいう。以下同じ。）が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、警察及び関係機関等との連携を図り、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、暴力団排除活動に係る次に掲げる役割を積極的に果たすよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、警察又は関係機関等に当該情報を提供すること。
- (2) 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(不当な要求に対する措置)

第6条 市は、暴力団関係者から市又は市の職員に対して、違法又は不当な要求があった場合には、これを拒否し、公務の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、賃貸、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約について、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置する公の施設における措置)

第9条 多摩市長（以下「市長」という。）若しくは多摩市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる者として市が指定するものをいう。）は、市が設置する公の施設の使用の目的又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認めるときは、当該公の施設の使用について定める他の条例、規則等の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(行事等における措置)

第10条 市は、市が主催、後援等をする行事等（興行等公共の場所に不特定

又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事をいう。以下同じ。)により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させない等、必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察及び関係機関等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、市民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察及び関係機関等と連携し、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する措置等)

第13条 市は、青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の教育又は育成に携わる者に対し、青少年が暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることを防止するため、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めることを求めるものとする。

2 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察及び関係機関等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等の安全・安心確保のための措置)

第14条 市長は、市民等が暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団若しくは暴力団員から危害を受ける恐れがあると認めるとき又は行事等への暴力団員の関与その他の暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により市民等に迷惑をかけ、若しくは危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その区域を管轄する警察署の長に対し、市民等の安全で安心な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(個人情報の収集及び提供)

第15条 多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)第2条第2号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)及び指定管理者は、暴力団排除活動のために必要かつ最低限の範囲内で、同条第1号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を収集することができる。

2 実施機関は、暴力団排除活動のために必要があると認めるときは、実施機関が保有している個人情報のうち必要と認めるものを警察又は関係機関等に提供することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。